

菰野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

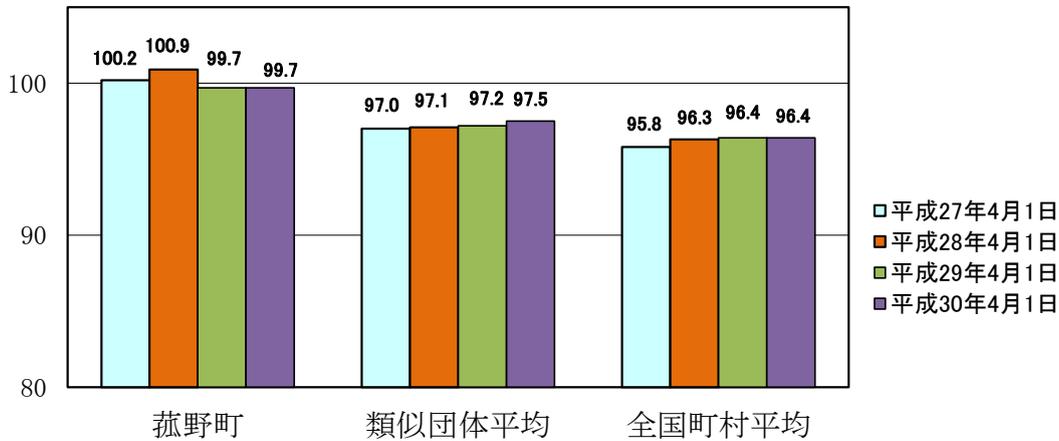
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	41,800	13,448,731	534,466	2,635,586	19.5	18.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	306	1,010,388	241,425	418,220	1,670,033	5,457	5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.3%引下げ。1級(全号給)及び2級の一部までは引下げなし。3級以上の級の高位号給は、50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は1%、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し2%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (平成28年4月1日)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準支給割合	0%	1%	2%	3%
菟野町支給割合	2%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菟野町	— 歳	— 円	— 円	— 円
三重県	44.2 歳	344,034 円	434,253 円	383,993 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.1 歳	305,788 円	359,210 円	333,304 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
菟野町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
内 清掃職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	廃棄物処理 業従業員	— 歳	— 円	—
内 学校給食 職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	調理士	43.1 歳	256,300 円	—
内 自動車 運転転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	家用兼用 自動車運転 者	— 歳	— 円	—
三重県	53.9 歳	21 人	382,943 円	444,388 円	407,631 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.1 歳	10 人	275,404 円	294,936 円	285,566 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
菟野町	— 円	—	—
内 清掃職員	— 円	—	—
内 学校給食 職員	— 円	—	—
内 自動車 運転転手	* 円	—	—

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26年～平成28年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)とし、対象となる職員数が3人又は4人の場合は、職員数の欄に「5人未満」と記載している(その他数値のない欄についてはすべてハイフン(-)としている。)

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		菟野町	三重県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	149,200 円	154,900 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

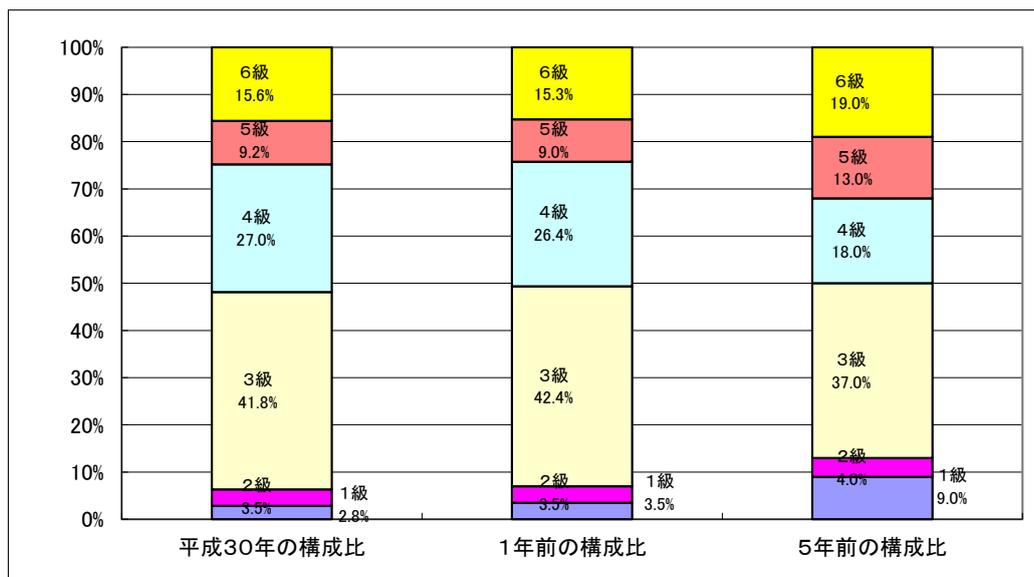
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補	4 人	2.8 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主任主事	5 人	3.5 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査	59 人	41.8 %	228,900 円	349,600 円
4 級	係長、副主幹	38 人	27.0 %	262,000 円	380,600 円
5 級	課長補佐、主幹	13 人	9.2 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長、検査監、企画監	22 人	15.6 %	318,500 円	409,800 円
7 級	参事、課長、検査監、企画監	0 人	0.0 %	362,300 円	444,500 円

(注)1 職員の給与に関する条例の給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	菟野町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

菟野町	三重県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,607 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,646 千円	-
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.715 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	菟野町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

菟野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置: ~3%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 4,054 千円 22,884 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		32,687 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		115,200 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
菟野町	3.0 %	273 人	3.0 %
津市、四日市市	4.0 %	7 人	10.0 %
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		4,250 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		58,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		19.2 %	
手当の種類(手当数)		13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税収入金滞納処分手当	税務課職員	町税収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
税外収入金滞納処分手当	税務課職員以外	税外収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
防疫公害作業手当	環境課職員	伝染病若しくは伝染病の疑いのある患者及び家畜等の防疫作業又は公害防止若しくは水道業務等のため人体に有害なおそれのある作業に従事したとき	日額300円
清掃作業手当	環境課職員	清掃作業等に従事するもの	日額560~840円
		補助員を伴わないで大型し尿搬送車を運転したとき	1往復200円
行旅病人同死亡人等処理手当	全職員	行旅病人(死亡人)等の処理に従事したとき	1件2,500(死亡3,000)円
土木作業手当	事業関係課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき、又は庁外で作業をすることを常例とする職員で土木作業に従事したとき	日額100・200円
自動車運転手手当	都市整備課・環境課職員	庁用自動車専用運転(特殊自動車の運転業務)に従事する職員	日額120・280円
長時間勤務手当	全職員	1か月60時間以上の時間外勤務及び休日勤務に服したとき	60時間を超えた1時間当たり200円(災害に限る)
用地交渉手当	都市整備課	公共事業に必要な土地等の取得、使用、補償の交渉及び用地立会いに従事したとき	日額200円
夜間特殊業務手当	消防本部消防署職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において2時間以上消防業務に従事したとき	1当務300円
救急出動手当	消防本部消防署職員	救急業務に従事したとき	1件300円
火災出動手当	消防本部消防署職員	消火活動に従事したとき	1件300円
年末年始特殊業務手当	環境課職員	年末年始の期間において廃棄物収集又は不燃物処理場若しくは清掃センターにおける受付業務に従事したとき	日額5,500円
	消防本部消防署職員	年末年始の期間において正規の勤務時間による勤務の一部又は全部について1日4時間以上消防事務に従事したとき	1日勤4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	129,621 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	652 千円
支給実績(28年度決算)	135,733 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	781 千円

(6) その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		27,877 千円	237,600 円
住居手当	【自宅】 3,400円 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ 【借家】 支給限度額 27,000円	異 同	国の制度廃止	18,052 千円	136,800 円
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～31,600円	同		12,135 千円	55,200 円
管理職手当	行政職給料表(一) 7級 53,300円 行政職給料表(一) 6級 48,400円	同		16,096 千円	580,800 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に臨時又は緊急の公務で勤務した場合 6時間以下:8,000円 6時間超:12,000円 管理職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に、臨時又は緊急の公務で勤務した場合 6,000円	同		860 千円	39,090 円
宿日直手当	5,900円(年末年始 7,200円)	同		3,641 千円	26,007 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分	給料月額等	
	類似団体における 最高額/最低額	
給料	町 長 890,000 円 (- 円)	890,000 円 / 610,300 円
	副 町 長 680,000 円 (- 円)	730,000 円 / 522,900 円
報酬	議 長 400,000 円 (- 円)	445,000 円 / 271,000 円
	副 議 長 320,000 円 (- 円)	375,000 円 / 217,000 円
	議 員 300,000 円 (- 円)	344,000 円 / 202,000 円
期末手当	町 長 (29年度支給割合)	4.30 月分
	副 町 長 (29年度支給割合)	3.35 月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	町 長 任期ごとに算定 17,172,480 円 任期終了時	
	副 町 長 任期ごとに算定 7,920,000 円 任期終了時	
	備 考	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況(平成30年4月1日現在)

区分	採用人数	合格者数		受験者数	申込者数	
		2次試験	1次試験			
一般職	一般事務	3人	3人	13人	52人	61人
	保育士・幼稚園教諭	6人	6人	15人	21人	25人
消防職		6人	6人	18人	45人	55人
計	15人	15人	46人	118人	141人	

(2) 退職状況(平成29年度)

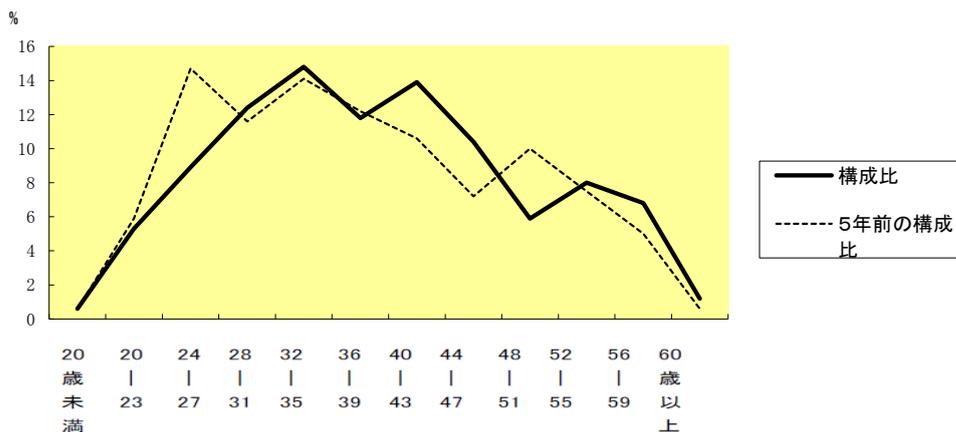
区分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計	
一般職	一般事務	2人	1人	4人	7人
	保育士・幼稚園教諭	0人	0人	2人	2人
消防職	2人	0人	4人	6人	
技能労務職	1人	0人	0人	1人	
計	5人	1人	10人	16人	

(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	備考	
		平成30年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務見直しによる減員 業務増による増員 業務見直しによる増員 派遣職員数の減少による減員
		総務	56	57	-1	
		税務	19	19	0	
		労働	1	1	0	
		民生	104	103	1	
		衛生	19	18	1	
		農林水産	9	10	▲1	
		商工	4	4	0	
	土木	16	15	1		
	計		232	231	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の 人口1万人当たり職員数
教育部門		23	23	0		
消防部門		52	51	1	業務増による増員	
小計		307	305	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 (類似団体の 人口1万人当たり職員数	
公営企業等	水道	10	10	0		
	下水道	11	11	0		
	その他	10	10	0		
	小計	31	31	0		
合計		338	336	2	<参考> 人口1万人当たり職員数	

(4) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	18人	30人	42人	50人	40人	47人	35人	20人	27人	23人	4人	338人

(5) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	213	217	225	227	231	232	19 (1.08)
教育	35	31	30	31	23	23	▲12 (0.65)
消防	43	44	46	49	51	52	9 (1.20)
普通会計	291	292	301	307	305	307	16 (1.05)
公営企業等会計	30	31	31	32	31	31	1 (1.03)
総合計	321	323	332	339	336	338	17 (1.05)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める職員給与費比率
29年度	千円 775,412	千円 75,528	千円 58,634	% 7.6	% 8.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 10	千円 36,693	千円 6,928	千円 15,013	千円 58,634	千円 5,863

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
菟野町	40.4 歳	314,240 円	498,157 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

菟野町				菟野町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(29年度)				1人当たり平均支給額(29年度)			
1,501 千円				1,607 千円			
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

菟野町			菟野町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	47.71 月分	勤続35年	41.325 月分	47.71 月分
最高限度額	47.71 月分	47.71 月分	最高限度額	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:~3%加算)			(定年前早期退職特例措置:~3%加算)		
1人当たり平均支給額 該当なし 該当なし			1人当たり平均支給額 4,054 千円 22,884 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		1,168 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		140,268 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
菟野町	3.0 %	10 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		173 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		19,311 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		90.0 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	水道課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき	日額100円
税外収入金滞納処分手当	水道課職員	税外収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
夜間特殊業務手当	水道課職員	水道課に勤務する職員が深夜において水道業務に従事したとき	1件1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	2,090 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	232,281 円
支給実績(28年度決算)	2,324 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	258,232 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		1,692 千円	282,000 円
住居手当	【自宅】 3,400円 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ 支給限度額 27,000円	同		783 千円	111,942 円
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～31,600円	同		439 千円	62,742 円
管理職手当	行政職給料表(一) 7級 53,300円 行政職給料表(一) 6級 48,400円	同		581 千円	580,800 円

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成29年度)

処分事由	免職	降任	休職	計
心身の故障の場合	0 人	0 人	6 人	6 人
計	0 人	0 人	6 人	6 人

(2) 懲戒処分者数(平成29年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
職務命令違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
法令違反	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
計	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人